

## 監査の結果及び意見について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告する。

また、地方自治法第199条第10項の規定により、意見を提出する。

### 記

#### 1 監査の種類

財務監査（監査基準第2条第1項第1号）

行政監査（監査基準第2条第1項第2号）

#### 2 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査室

日 程：令和6年10月28日（月）

#### 3 監査実施期間及び現地調査箇所

##### （1）監査実施期間

令和6年9月17日から令和6年10月28日まで

##### （2）現地調査箇所

経営企画課、水道課、流杉浄水場、西上下水道サービスセンター

#### 4 監査の概要

##### （1）対象部局及び所属

###### ア 財務部

- ・納税課
- ・市民税課
- ・資産税課

###### イ 上下水道局

- ・経営企画課
- ・水道課
- ・流杉浄水場
- ・西上下水道サービスセンター

##### （2）対象期間

令和5年度

##### （3）対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政

事務の執行を対象とした。

なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

#### (4) 監査の着眼点

共通監査項目として次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

ア 現金の収納事務について

イ 歳入の執行事務について

ウ 委託・工事契約関係事務について

エ 負担金・補助金・交付金の支出について

オ 財産の管理事務について

カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について

キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況について

#### 5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

#### 6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

##### (1) 企画管理部 職員課

管理職特別勤務手当の支給について、西上下水道サービスセンター職員が休日に正規の勤務時間の全部について勤務を命じられ、従事者は庶務事務システムにより代休日の申請をしていたところ、職員課において管理職特別勤務手当の申請内容を確認する作業をした際に、代休日の申請が入力されていることを見落とし、手当を支給するよう修正処理をしたことにより、結果として過大支給となっていたものが見受けられたので、改善を図られたい。

##### (2) 財務部 納税課

ア 令和6年2月9日付で婦中行政サービスセンターから管理換された会議用機について、備品台帳及び物品現在高調書に受入れの事実が記載されていなかったため、改善を図られたい。

イ 週休日に4時間の勤務を命じられ、同一週を超える勤務時間の割振り変更を行ったため、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した4時間について、超過勤務手当25/100が支給されていなかったため、改善を図られたい。

ウ 管理職特別勤務手当について、休日に7時間30分勤務した場合、庶務事務システムで「6時間を超える管理職特勤の回数」を選択して申請すべきところ、「4時間以上6時間以下の管理職特勤の回数」としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

エ 災害応急作業等手当について、従事時間が深夜の時間帯にかかる場合、庶務

事務システムで「災害応急作業等手当(深夜)」を選択して申請すべきところ、「災害応急作業等手当」としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(3) 財務部 市民税課

ア 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。

(ア) 休日に勤務を命じられたことから、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して休日給を、それ以外の時間に対して超過勤務手当 135/100 を支給すべきところ、勤務した全ての時間について休日給を支給したことにより、端数処理を行った結果、超過勤務手当が過大支給となっているものがあった。

(イ) 週休日に4時間の勤務を命じられ、4時間の勤務時間の割振り変更を行ったことにより、3時間45分の勤務を割り振られた日に引き続き勤務をした場合、その超過勤務手当の支給割合は125/100とすべきところ、135/100としたことにより、過大支給となっているものが複数あった。

(ウ) 週休日に7時間45分の勤務を命じられ、週休日の振替を行い、新たに週休日とした日に勤務した場合の超過勤務手当の支給割合は全て135/100とすべきところ、7時間45分を超える時間について125/100としたことにより、端数処理を行った結果、過大支給となっているものがあった。

(4) 財務部 資産税課

ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の減免について、初年度のみ減免決定に係る起案を行い、当該減免が継続となる場合、翌年度以降については減免決定に係る起案を行わずに減免していたので、改善を図られたい。

イ 市長職務代理者の角印及び丸印について、備品台帳に記載していなかったので、改善を図られたい。

(5) 上下水道局 経営企画課

超過勤務手当の支給について、庶務事務システムで実施申請を行わなかったことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。

(6) 上下水道局 水道課

ア 令和3年10月定期監査で指摘を受けて備品台帳に記載したスマートフォンについて、修正した備品台帳が適切に引き継がれなかったことにより、令和5年度においても記載されていない状態だったので、改善を図られたい。

イ 農林事務所農地林務課と兼務になっている職員が、農林事務所農地林務課の職員として従事した作業環境劣悪業務に係る特殊勤務手当(現場技術指導等手当)について、水道事業会計から支出したのが見受けられたので、改善を図られたい。

(7) 上下水道局 料金課、東上下水道サービスセンター、西上下水道サービスセンター

ア 富山市上下水道局使用水量認定要綱に基づく漏水等による使用水量及び下水道の使用水量の認定について、富山市上下水道局処務規程では、水道の使用水量の計量及び認定に関すること、排除汚水量の計量及び認定に関することは料金課の分掌事務とされており、また、富山市上下水道局専決規程では、水道の使用水量及び下水道への排除汚水量の認定に関することは、料金課長の専決事項とされている。しかし、水道料金等の修正に係る起案文書について、婦中、八尾、山田地域分については、西上下水道サービスセンターにおいて起案して西上下水道サービスセンター所長が決裁を行い、料金課で合議を行っており、また、大沢野、大山、細入地域分については、東上下水道サービスセンターにおいて、同様に東上下水道サービスセンター所長決裁、料金課合議とされ、処務規程及び専決規程に従った事務処理を行っていなかったため、改善を図られたい。

(8) 上下水道局 西上下水道サービスセンター

ア 令和3年10月の定期監査において、笹倉駐車場の使用等に関する事務分掌の規程がないため、西上下水道サービスセンター所長決裁にて使用許可や駐車証の交付にかかる事務を行っていたこと、一方で、当該駐車場の予算執行は契約出納課の所管であり、また、上下水道局処務規程中、契約出納課の分掌事務に「財産の取得、管理及び処分の総括に関すること」があることから、笹倉駐車場の事務分掌について検討するよう、改善を指示する事項としていた。しかし、その後、事務分掌の改善が図られず、令和5年度中も西上下水道サービスセンターにおいて使用許可や駐車証の交付にかかる事務を行っていたため、改善を図られたい。

イ 超過勤務手当について、超過勤務命令簿に手当の支給対象となる時間数を記入していなかったため、累計に漏れが生じ、過小支給となったものが見受けられたため、改善を図られたい。

7 意見

今後の事務事業の執行について、次のとおり意見を提出する。

(1) 企画管理部 職員課

管理職特別勤務手当については、業務内容が手当の対象となるかも含めて、職員課で確認を行っており、申請内容に不備があった場合は、まず職員課から申請者に連絡して修正を求めており、職員課で修正処理をした際は、システムの画面上で修正内容を複数人により確認しているとのことだったが、その修正について、職員課長決裁などの記録は残されていない。

本件については、当該職員の任命権者が市長部局とは異なるにもかかわらず、当該職員及び所属課への事実確認や任命権者への通知を行わずに、職員課において当該手当支給の修正処理を行った結果、過大支給となっていたものである。

申請者及び所属課への事実確認や任命権者に通知することなく職員課にお

いて修正処理を行ったこと、当該職員の任命権者が異なるにもかかわらず、システムで修正を行う権限が市長部局に付与されていること、修正後のシステム画面を複数人で確認しているものの職員課長決裁をとるなどの記録が残されていないことなど、これらの取り扱いには疑問が生じるので、今後の在り方について検討されたい。